

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示**
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 七
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 七
 - 道路の区域を変更する件二件 七
 - 道路の供用を開始する件 七
 - 廃川敷地等が生じた件 七
 - 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 七
 - 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 七
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 七
 - 土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件 七
- 公告**
- 一般競争入札を行う件 七
 - 随意契約の相手方を決定した件 七
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 七
 - 浸水想定区域を指定した件 七
- 正誤**
- 令和五年一月三十一日付け定例第三百五十六号中 六
 - 令和五年二月七日付け定例第三百五十八号中 六

告示

福島県告示第四百号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年二月十二日救急病院として認定した。
 令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

名称 公立大学法人福島県立医科大 所在地 福島市光が丘一番地
 学附属病院 認定有効期限 令和八年二月一日
 (地域医療課)

福島県告示第五百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年二月十七日から同年三月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和五年二月十七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
 ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六五番地
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし
 (商業まちづくり課)

福島県告示第六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年二月十七日から同年三月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和五年二月十七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
 ツルハドラッグ白河表郷店 福島県白河市表郷金山字前沢田三番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし
 (商業まちづくり課)

福島県告示第七七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により附則第五条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年二月十七日から同年三月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしま方木田店 福島県福島市大森字北島二〇番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から徴収した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第八八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
県道本宮 土湯温泉 線	安達郡大玉村大字天 王一一三番地先から 同 郡同 村大字大 橋一一番一地先まで	変更前 変更後	八・五〇 一四・〇〇	二九〇・八 二九〇・八

（道路計画課）

福島県告示第九九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県北建設事務所で令和五年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
県道南福 島停車場 線	福島市永井川字壇ノ腰 二二番一地先から 同 市永井川字壇ノ腰 二二番三地先まで	変更前 変更後	一五・一〇 二一・〇〇	六三・七 七二・二

（道路計画課）

福島県告示第一百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道南福島停車場線	福島市永井川字壇ノ腰二五番三地 先から 同 市永井川字壇ノ腰二二番一地 先まで	令和五年二月十七日

（道路計画課）

福島県告示第一百一十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 二級河川太田川水系太田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和五年二月十七日
- 三 廃川敷地等の位置 上流端 南相馬市原町区馬場字薬師岳十番地先から下流端 南相馬市原町区馬場字薬師岳十番地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 七百二十八・三平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
北前沢右支	いわき市小川町塩田字北前	土石流	次の図のとおり
五林沢2号	市川前町川前字五林	土石流	
川岸	市中之作字須賀	急傾斜地の崩壊	
折戸	市折戸字折戸	急傾斜地の崩壊	
折戸1号	市折戸字折戸	急傾斜地の崩壊	
金坂2号	市内郷宮町金坂	急傾斜地の崩壊	
貝屋	市田人町石住字貝屋	急傾斜地の崩壊	
酒井高畔	市勿来町酒井高畔	急傾斜地の崩壊	

五林	市川前町川前字五林	急傾斜地の崩壊
上浅貝2号	市常磐湯本町上浅貝	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

福島県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
北前沢右支	いわき市小川町塩田字北前	土石流	次の図のとおり
五林沢2号	市川前町川前字五林	土石流	
川岸	市中之作字須賀	急傾斜地の崩壊	
折戸	市折戸字折戸	急傾斜地の崩壊	
折戸1号	市折戸字折戸	急傾斜地の崩壊	
金坂2号	市内郷宮町金坂	急傾斜地の崩壊	
貝屋	市田人町石住字貝屋	急傾斜地の崩壊	
酒井高畔	市勿来町酒井高畔	急傾斜地の崩壊	
五林	市川前町川前字五林	急傾斜地の崩壊	

上浅貝2号 同 市常磐湯本町上浅貝 急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
（砂 防 課）

福島県告示第百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和五年二月十七日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内 堀 雅 雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
目洗川	福島市町庭坂字高湯	土石流	次の図のとおり
下高湯沢	同 市町庭坂字高湯	土石流	
梅の森沢	同 市土湯温泉町字下隠台	土石流	
川上沢	同 市土湯温泉町字川上	土石流	
鳥子沢	同 市土湯温泉町字鷺倉山	土石流	
菅ノ沢	同 市土湯温泉町字菅ノ沢	土石流	
水境山沢	伊達市月館町月館字平馬山	土石流	
水境山沢	伊達郡川俣町小島字水境山	土石流	
北前沢右支	いわき市小川町塩田字北前	土石流	
五林沢2号	同 市川前町川前字五林	土石流	
鷺倉	福島市土湯温泉町字鷺倉山	地滑り	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
上浅貝2号	同 市常磐湯本町上浅貝	急傾斜地の崩壊	
五林	同 市川前町川前字五林	急傾斜地の崩壊	
酒井高畔	同 市勿来町酒井高畔	急傾斜地の崩壊	
貝屋	同 市田人町石住字貝屋	急傾斜地の崩壊	
金坂2号	同 市内郷宮町金坂	急傾斜地の崩壊	
折戸1号	同 市折戸字折戸	急傾斜地の崩壊	
折戸	同 市折戸字折戸	急傾斜地の崩壊	
川岸	いわき市中之作字須賀	急傾斜地の崩壊	
川上	同 市土湯温泉町字川上	急傾斜地の崩壊	
天沼	同 市土湯温泉町字天沼	急傾斜地の崩壊	
下隠台	同 市土湯温泉町字下隠台	急傾斜地の崩壊	
高湯	同 市町庭坂字高湯	急傾斜地の崩壊	
油畑	同 市土湯温泉町字油畑	急傾斜地の崩壊	
上ノ町	同 市土湯温泉町字上ノ町	急傾斜地の崩壊	
杉ノ下1号	同 市土湯温泉町字杉ノ下	急傾斜地の崩壊	

下高湯沢	福島市町庭坂字高湯	土石流
梅の森沢	同 市土湯温泉町字下隠台	土石流
川上沢	同 市土湯温泉町字川上	土石流
鳥子沢	同 市土湯温泉町字鷺倉山	土石流
菅ノ沢	同 市土湯温泉町字菅ノ沢	土石流
杉ノ下1号	同 市土湯温泉町字杉ノ下	急傾斜地の崩壊
上ノ町	同 市土湯温泉町字上ノ町	急傾斜地の崩壊
油畑	同 市土湯温泉町字油畑	急傾斜地の崩壊
高湯	同 市町庭坂字高湯	急傾斜地の崩壊
下隠台	同 市土湯温泉町字下隠台	急傾斜地の崩壊
天沼	同 市土湯温泉町字天沼	急傾斜地の崩壊
川上	同 市土湯温泉町字川上	急傾斜地の崩壊
川岸	いわき市中之作字須賀	急傾斜地の崩壊
折戸1号	同 市折戸字折戸	急傾斜地の崩壊
金坂2号	同 市内郷宮町金坂	急傾斜地の崩壊
貝屋	同 市田人町石住字貝屋	急傾斜地の崩壊
酒井高畔	同 市勿来町酒井高畔	急傾斜地の崩壊
五林	同 市川前町川前字五林	急傾斜地の崩壊
上浅貝2号	同 市常磐湯本町上浅貝	急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂

災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂 防 課)

福島県告示第百十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 土地区画整理組合の名称

伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合

二 事務所所在地

福島県伊達市原島百五番地

三 設立認可の年月日

令和三年三月二日

四 変更認可の年月日

令和五年二月十七日

(まちづくり推進課)

公 告

公告第33号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器一式
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入物品の賃貸借期間 令和6年2月1日から令和13年1月31日まで
- (4) 借入物品の納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等の物品の納入実績を有するものであること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月16日（木）午後5時まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課

電話024-521-7135

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年2月17日（金）から同年3月16日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和5年3月30日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月29日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行
が可能となった時に、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったこと
により、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福
島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Fukushima Prefectural
information and telecommunications network system network devices 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 30 March 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 29 March 2023
- (4) Contact point for the notice: Digital Transformation Division, Information
and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima
Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7135

(デジタル変革課)

公告第34号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか
13施設の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公
共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第
12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）の規定により公告する。

令和5年2月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年12月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び場所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る金額
184,055,379円（予定使用電力量 7,144,500kWh）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

(農林総務課)

公告第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
白河市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 関谷 亮一

同 砂塚 功

同 和田 一男

同 邊見 錠司

同 萩川 正弘

同 糸井 勇一

同 鈴木 孝

同 吉田 吉行

同 和知 政彦

同 鈴木 喜好

同 芳賀 庸博

同 鈴木 善雄

同 石井 重康

同 穂積 広

同 熊崎 新壽

同 矢内 照美

同 佐藤 良一

同 齋藤 茂

同 菅原 修一

同 鈴木 清勝

同 高橋 義勝

就任した役員

役別 氏名

理事 関谷 亮一

同 砂塚 功

同 和田 一男

同 渡邊 文雄

同 荒井 信吾

同 糸井 勇一

住所
白河市白坂下黒川二二四番地

同 市飯沢四番地一

同 市本沼八番地

同 市大桜岡一七九番地

同 市久田野八一一番地

同 市白坂皮籠二三番地

同 市萱根根田二九番地

同 市泉田池ノ上七七番地

同 市小田川小田ノ里九〇番地

同 市双石日向二二番地

同 市舟田六四番地

同 市田島七六番地

同 市借宿白旗七三番地

同 市旗宿関ノ里七四番地

同 市関辺上ノ原三四番地二

同 市関辺吉ヶ沢一三二番地

同 市西小丸山四七番地二

同 市影鬼越二六番地

同 市白坂石阿弥陀二五九番地

同 市小田川上早稲田五七番地一

同 市大搦目五二番地一

住所
白河市白坂下黒川二二四番地

同 市飯沢四番地一

同 市本沼八番地

同 市大鹿島前七八番地

同 市久田野城内八七番地

同 市白坂皮籠二三番地

同 鈴木 孝 同 市萱根根田二九番地
同 吉田 吉行 同 市泉田池ノ上七七番地
同 和知 政彦 同 市小田川小田ノ里九〇番地
同 深谷 昭 同 市双石日向一九番地
同 佐川 友男 同 市板橋竹ノ内二二番地
同 鈴木 重次 同 市田島一七五番地
同 石井 重康 同 市借宿白旗七三番地
同 穂積 広 同 市旗宿関ノ里七四番地
同 熊崎 新壽 同 市関辺上ノ原三四番地二
同 矢内 照美 同 市関辺吉ヶ沢一三二番地
同 齋藤 良一 同 市西小丸山四七番地二
同 高橋 義勝 同 市影鬼越二六番地
同 芳賀 英雄 同 市大搦目五二番地一
同 鈴木 昌美 同 市舟田町後二三番地
同 同 市大信上新城字大久保一九二番地

(農村計画課)

公告第三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、日橋川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年二月十七日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

正 誤

ページ	行	
		正 誤

○令和五年一月三十一日付け定例第三百五十六号中

○令和五年二月七日付け定例第三百五十八号中

三六	上から一七	5	随意契約に係る金額 54,570,230円 (予定使用電力量 1,858,100kWh)
		5	随意契約に係る契約金額 54,570,230円

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

四八	上	一一	補償金	保証金
----	---	----	-----	-----